

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【
市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

◇ 公 告

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【建設局河川部神嶽川
旦過地区整備室】 3

北九州市告示第385号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

令和3年11月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

長浜町末広自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市小倉北区長浜町1番4号から17番36号まで及び末広1丁目1番10号から16番16号まで

4 主たる事務所

北九州市小倉北区長浜町212番地

5 代表者の氏名

山田初男

6 代表者の住所

北九州市小倉北区末広1丁目1番16号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

令和3年11月22日

北九州市公告第 803 号

次のとおり応募者に資格要件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 且過地区立体換地建築物新築工事技術協力業務委託
- (2) 業務内容 北九州市が且過地区土地区画整理事業の施行者として整備する立体換地建築物について、技術協力交渉方式（E C I 方式）を採用し、実施設計段階から施工者の優れた技術と経験を取り入れることにより、コスト縮減や工期短縮を図ることを目的とし、簡易公募型プロポーザルを実施するもの
なお、当該プロポーザルで選定された施工者は、（仮称）且過地区立体換地建築物新築工事における契約の優先交渉権者となる。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 4 年 1 1 月 3 0 日まで

2 参加資格

- (1) 共同企業体の構成 次のいずれにも該当する共同企業体であること。
 - ア 建設会社、駐車場メーカー及びコンサルタントの 3 社により構成される共同企業体（以下「建設等共同企業体」という。）であること。
 - イ 参加表明書の提出日までに建設等共同企業体を構成できない場合は、技術提案書の提出期間の末日までに建設等共同企業体を構成できるものであること。
 - ウ 建設等共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大とし、その他の構成員の出資比率は業務負担に応じ設定すること。
 - エ 建設等共同企業体の代表者及び構成員が、当該プロポーザル及び今年度別途委託予定の且過地区立体換地建築物新築工事实施設計業務に参加する他の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。
 - オ 建設等共同企業体の代表者と構成員の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (ア) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と同条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係

- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- (2) 共通資格要件 共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 建設会社の資格要件 単体企業又は共同企業体（代表者1社及び構成員1社又は2社で構成されるものに限る（以下「建設共同企業体」という。）。）による参加ができるものであって、単体企業にあっては次のアからウまで、建設共同企業体にあっては次のエからカまでに該当するものであること。
- ア 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「建設有資格者名簿」という。）に記載されており、建築工事の等級区分Aであること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業の特定建設業の許可（以下「特定建設業許可」という。）を受けていること。
- ウ 次の条件を満たす国又は地方公共団体が発注した建築工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体による実績は、代表者としてのものに限る。
- (ア) 平成18年度以降に受注し、令和3年3月31日までに完成し、又は引渡し完了していること。
- (イ) 当初契約金額が6千万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）であること。
- エ 第1号イからオまでに該当すること。なお、イからオまでの規定中「建設等共同企業体」とあるのは「建設共同企業体」とする。
- オ 代表者がアからウまでに該当すること。
- カ 構成員が建設有資格者名簿に記載されており、専門工種の等級区分Aであること。また、専門工種の特定建設業許可を受けていること。
- (4) 駐車場メーカーの資格要件 次のいずれにも該当するものであること。
- ア 建設有資格者名簿に記載されていること。ただし、参加表明書の提出日までにこの要件を満たさない場合は、資格審査申請の受付を行い、契約時まで登録を終えること。
- イ 特定建設業許可を受けていること。
- ウ 平成18年度以降に受注し、令和3年3月31日までに完成し、又は

引渡しが完了した店舗併用型自走式立体駐車場に係る国土交通大臣の個別認定取得及び施工の実績を有すること。

- (5) コンサルタントの資格要件 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。ただし、参加表明書の提出日までにこの要件を満たさない場合は、資格審査申請の受付を行い、契約時まで登録を終えること。

3 優先交渉権者を選定するための評価基準

- (1) 業務の実施体制
(2) 配置予定技術者の経験
(3) 技術提案書の内容
(4) ヒアリングでの対応

4 契約の交渉等

前項の評価基準により決定した受託候補者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。

5 応募手続

(1) 担当部局

北九州市建設局河川部神嶽川旦過地区整備室

北九州市小倉北区古船場町1番35号（北九州市立商工貿易会館5階）

電話 093-511-7123

(2) 説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 北九州市のホームページからダウンロードするものとする。

イ 交付期間 この公告の日から令和3年12月17日まで

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和3年12月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 技術提案書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 令和3年12月20日から令和4年1月14日まで（日曜

日等及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までの日を除く。

)の毎日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。